

児童手当についてのQ&A



Q1：子が生まれました。児童手当を受けるためにはどうすればいいの？



A1：児童手当を受けるためには、**認定請求書の提出が必要**です。
市役所子ども福祉課か各支所で申請をしてください。
申請は誕生日の翌日から数えて**15日以内**にしてください。
申請が遅れると、もらえなくなる月が生じる可能性があります。
手当のさかのぼりはいたしません。



Q2：市外から市原に引っ越してきました。児童手当を受けるためにはどうすればいいの？



A2：児童手当を受けるためには、**認定請求書の提出が必要**です。
市役所子ども福祉課か各支所で申請をしてください。
申請は転入した日の翌日から数えて**15日以内**にしてください。
申請が遅れると、もらえなくなる月が生じる可能性があります。
手当のさかのぼりはいたしません。



Q3：児童手当の手続きにはどこに行けばいいの？



A3：市役所1階子ども福祉課かお近くの支所で手続きができます。
申請書をお持ちであれば、郵送での受付も行っていきます。

【郵送先】 〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1
市原市役所 子ども福祉課

郵送でもいいなら簡単だね



ただし、郵便事故などで子ども福祉課に届かなかった場合、責任は負いかねます。また、届くのが遅れてしまった場合も同様です。簡易書留や速達などを利用するなど、ご自身の判断で届出を行ってください。



★注意：児童手当は認定請求書を提出した翌月分から支給になります。

申請が遅れた場合の手当のさかのぼりはいたしません。



Q5：児童手当はいつもらえるの？



A5：6月・10月・2月の年3回の振込みになります（いずれも12日に振込みます。12日が休日の場合はその前営業日です）。
6月に2月～5月分、10月に6月～9月分、2月に10月～1月分が支払われます。

★注意：毎年6月に「現況届」を提出していただかないと、お支払を一時的に差止めさせていただきます。



Q6：「現況届」って何？



A6：現況届は毎年6月に、原則すべての受給者の方に提出してもらう更新の手続きです。これは、毎年6月1日における状況を確認し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。

★注意：現況届の提出がない場合、6月分以降の手当は、届出がされるまで支給されません。届出後、受給資格を満たせば、順次お支払を再開することになります。